

太陽の家神大寺

地域密着型通所介護サービス

横浜市通所介護相当サービス

契 約 書

重要事項説明書

ご利用者様名

様

地域密着型通所介護サービス・横浜市通所介護相当サービス 契約書

第1条(サービスの目的及び内容)

- 1 事業者は、介護保険法等の関係法令及びこの契約書に従い、ご利用者に対し可能な限り居宅においてその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、通所介護の介護給付、または、横浜市通所介護相当サービスの給付の対象となるサービスを提供します。
- 2 サービス内容及び提供場所の詳細は、別添「重要事項説明書」に記載のとおりです。

第2条(契約期間)

- 1 この契約の契約期間は、令和____年____月____日からご利用者の要介護認定又は要支援認定の有効期間満了日までとします。
- 2 上記の契約期間満了日の2日前までにご利用者から更新辞退の意思表示がない限り、契約は自動更新されるものとし、以降も同様とします。

第3条(通所介護計画の作成・変更)

- 1 事業者は、ご利用者の日常生活の状況及びその意向を踏まえて、ご利用者の居宅サービス計画(ケアプラン)に沿って、「通所介護計画書」、または、「横浜市通所介護相当サービス・支援計画書」(介護目標やサービス提供方法)を作成し、ご利用者やご家族に提示、説明し同意を得た上で、これを交付します。またこの「通所介護計画書」、または、「横浜市通所介護相当サービス・支援計画書」に従って、計画的にサービスを提供します。
- 2 事業者は、ご利用者がサービスの内容や提供方法等の変更を希望する場合で、その変更が「通所介護計画書」、または、「横浜市通所介護相当サービス・支援計画書」の範囲内で可能なときは、変更等の対応を行います。
- 3 事業者は、ご利用者が居宅サービス計画(ケアプラン)の変更を希望する場合は、速やかに居宅介護支援事業者、または、当該地域ケアプラザへの連絡調整等を行います。

第4条(サービス提供の記録等)

- 1 事業者は、サービスを提供した際には、ケース処遇記録を作成し、提供したサービス内容等を記録します。
- 2 事業者は、一定期間毎に、「通所介護計画書」、または、「横浜市通所介護相当サービス・支援計画書」の見直しを行い、その内容を記録します。
- 3 事業者は、前項にあるケース処遇記録等の記録をサービス完結の日から5年間はこれを適正に保存し、ご利用者、ご家族の求めに応じて、閲覧に供し、又は実費負担によりその写しを交付します。

第5条(利用者負担金及びその滞納)

- 1 サービスに対する利用者負担金は、別添「重要事項説明書」に記載する通りとします。
なお、利用者負担金は関係法令等に基づいて定められるため、契約期間中に関係法令等が改定された場合には、改定後の金額を適用するものとします。
- 2 ご利用者が利用者負担金を1ヶ月分以上滞納した場合には、事業者は1ヶ月以上の期間を定めて、期間満了までに利用料全額の支払いがない場合には契約を解除する旨の催告をすることができます。

3 前項の催告を行った場合、事業者は、居宅サービス計画(ケアプラン)を作成した居宅介護支援事業者、または、当該地域ケアプラザと協議し、ご利用者の日常生活を維持する見地から、居宅サービス計画の変更、介護保険外の公的サービスの利用等について必要な調整を行うよう努めるものとします。

第6条(利用者の契約解除権)

ご利用者は、事業者に対し、その理由に関わらず、いつでもこの契約を解約することが可能です。

第7条(事業者の契約解除権)

事業者は、ご利用者が次の各号に該当する場合においては、その理由を記載した文書により、直ちにこの契約を解除することが出来ます。この場合、事業者は、居宅サービス計画(ケアプラン)を作成した居宅介護支援事業者、または、当該地域ケアプラザにその旨を連絡します。

- 1 第5条第2項による催告を行い、第3項に定める協議等の努力を行ったとき
- 2 ご利用者の行動が他のご利用者のサービス利用、生活、健康に重大な影響を及ぼす恐れがあり、且つ通常の介護方法ではこれを防止することが出来ないとき
- 3 ご利用者または身元引受人の著しい不信行為により、契約を継続することが困難となったとき

第8条(契約の終了)

次のいずれかの事由が発生した場合は、この契約は終了するものとします。

- (1) 第6条の規定により、ご利用者から解約の意思表示がなされたとき
- (2) 第7条の規定により、事業者から契約解除の意思表示がなされたとき
- (3) 次の理由によりご利用者にサービスを提供できなくなったとき
 - i) ご利用者が介護老人福祉施設等へ入居された場合
 - ii) ご利用者が要介護認定、または要支援認定を受けられなかった場合、又はご利用者の要介護認定区分が自立(非該当)と認定された場合
 - iii) ご利用者が死亡した場合
 - iv) ご利用者が医療施設へ入院後、3ヶ月を経過し、サービス再開の見通しが立たない場合
 - v) ご利用者の希望によりサービスを中止し、3ヶ月を経過した際にも再開の希望がない場合
- (4) 関係法令等の改定により、サービス提供の対象外となる場合もあります。

第9条(身元引受人)

- 1 事業者は、ご利用者に対し、1名の身元引受人を定めるものとする。
- 2 前項の身元引受人は、ご利用者に契約不履行があった場合に、この契約から生じる一切の責務について連帯して履行の責を負うと共に、必要な場合はご利用者の身柄を引き取る責任を負うものとする。
- 3 ご利用者は身元引受人の住所、氏名に変更のあったとき及び死亡等によって変更するときは、その旨を直ちに事業者へ通知しなければならない。
- 4 ご利用者が定めた身元引受人が、その責務を果たすことが困難となった場合には、事業者はご利用者にその変更を求めることができる。

第 10 条(事故発生時の対応)

事業者は、ご利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、ご利用者のご家族、又は身元引受人並びに横浜市及び関係各機関に連絡し、必要な措置を講じると共に、当該事故の状況及び事故に際してとった処置について記録します。又、ご利用者の生命・身体・財産に 損害を与えた場合には、その損害を賠償します。但し、自らの責めに帰すべき事由に拠らない場合には、この限りではありません。

※連絡・報告は、横浜市の「介護サービス事故に係る報告要領」に拠ります。

第 11 条(利用者の賠償責任)

ご利用者の故意、重過失により設備又は備品につき、通常の保守・管理の程度を超える補修等が必要となった場合には、その費用はご利用者の負担となります。

第 12 条(秘密保持)

- 1 事業者は、業務上知り得たご利用者及びそのご家族に関する秘密及び個人情報について、ご利用者又は第三者の生命、身体等に危険がある場合など正当な理由がある場合を除いて、契約中及び契約終了後、第三者に漏らすことはありません。
- 2 別に定める文書によりご利用者の同意を得た場合は、前項の規定にかかわらず、利用目的の範囲内で個人情報を取得、使用及び第三者に提供できるものとします。
- 3 事業者は、事業者の従業員が退職後、在職中に知り得た利用者及びそのご家族に関する秘密及び個人情報を漏らすことがないように、必要な措置を講じます。

第 13 条(苦情対応)

- 1 ご利用者は提供されたサービスに苦情がある場合には、事業者に対して、いつでも苦情を申し立てることができます。
- 2 事業者は、苦情対応の窓口責任者及びその連絡先を明らかにするとともに、苦情の申立て又は相談があった場合には、迅速かつ誠実に対応します。
- 3 事業者は、ご利用者が苦情申立て等を行ったことを理由として何らの不利益な取扱いをすることはありません。

第 14 条(利用者代理人)

ご利用者は、自らの判断によるこの契約に定める権利の行使と義務の履行に支障を生じるときは、あらかじめ選任した代理人をもって行わせることができます。

第 15 条(契約外条項等)

- 1 この契約及び介護保険法等の関係法令で定められていない事項については、関係法令の趣旨を尊重して、ご利用者と事業者の協議により定めます。
- 2 この契約書は、介護保険法に基づくサービスを対象としたものであるため、ご利用者がそれ以外のサービスを希望する場合には、別途契約するものとします。

重 要 事 項 説 明 書

ご利用者に対する居宅サービス提供開始にあたり、厚生省令に基づいて、当事業者がご利用者に説明すべき事項は次のとおりです。

1 設置・経営主体 法人名

法人所在地 神奈川県横須賀市西浦賀 6-1-1 社会福祉法人ユーアイ二十一
代表者名 理事長 石渡 庸介
電話番号 046 (846) 5133

2 ご利用施設

事業所名 太陽の家神大寺
所在地 〒221-0801 神奈川県横浜市神奈川区神大寺2-9 南神大寺団地5号棟102号
介護保険事業所番号 1490200480
管理者及び連絡先 管理者 鈴木 亜沙美 / 045(620)4496
サービス提供地域 横浜市神奈川区全域・西区(浅間町、浅間台、宮ヶ谷、楠町、北幸、北軽井沢、南軽井沢の一部)・港北区(岸根町、篠原町、篠原西町、仲手原、篠原台町、菊名一丁目・菊名二丁目)・保土ヶ谷区(峰沢町、常盤台、岡沢町)

3 事業所の職員体制等(1日につき)

職 種	配置人数
管 理 者	1 名
生活相談員	1 名以上 (管理者との兼務の場合あり)
介護職員	3 名以上 (生活相談員との兼務の場合あり)
看護職員	1 名以上
機能訓練指導員	1 名以上 (看護師との兼務の場合あり)

※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

4 サービス提供時間等

営業日 毎週 月曜日～土曜日(祝日も営業)
(注)12/30～1/3は、休日とさせていただきます。

営業時間 8:30 ～ 17:30
サービス提供時間 9:30 ～ 16:35
利用定員 15 名

5 当事業所のサービスの方針等

当事業所は、在宅生活を基本とし、在宅の要介護者等の依頼を受け、当該居宅サービス計画に基づくサービスが確保されるよう、連絡・調整・その他の便宜の供与を行うとともに、お客様である利用者の自己実現にむけて最大限の支援活動を行います。

6 サービスの内容

「通所介護サービス」「横浜市通所介護相当サービス」は、事業者が管理運営する特定の施設に通って、当該施設において、入浴及び食事の提供(これらに伴う介護を含む)、生活等に関する相談・助言、健康状態の確認その他利用者に必要な日常生活上のお世話、並びに機能訓練を行うサービスです。

7 サービス利用に当たっての留意事項

ご利用者は、「地域密着型通所介護サービス」「横浜市通所介護相当サービス」の提供を受ける際には、次の事項について留意をお願い致します。

- (1) サービスを利用する際は、事前の体調チェックを行うものとし、本人の意思に関わらず、サービス提供の延期や中止をする場合があることをご了承ください。また、サービス利用中に体調が悪くなった場合は、速やかに職員へその旨をお伝えください。
- (2) 送迎サービスを利用する際は、職員がお迎えに伺うまで、ご自宅でお待ちください。職員到着以前の外出に起因する事故に関しては、当事業所で責任を負いかねますのでご了承ください。
- (3) 貴重品の持ち込みはご遠慮ください。紛失時または破損時に責任を負いかねます。
- (4) ご利用者同士の金品の受け渡しは固くお断りいたします。
- (5) ご利用者が通所介護サービスを受ける際には、ご利用者側が留意すべき事項を重要事項説明書で説明し、署名捺印のご同意をいただきます。

8 虐待の防止について

当事業所は、ご利用者の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 研修等を通じて、職員のご利用者に対する人権意識の向上や知識の向上に努めます。
- (2) 成年後見制度の利用を支援します。
- (3) サービス提供中に、当事業所職員又は養護者(ご利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われるご利用者を発見した場合は、速やかに、これを保険者に通報します。
- (4) 職員が支援にあたっての悩みや苦勞を相談できる体制を整えるほか、職員がご利用者等の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。

○高齢者虐待に関する行政の相談窓口

横浜市健康福祉局 高齢健康福祉部 高齢在宅支援課	電話:045-671-2405 ファクス:045-550-3612 利用時間 9:00 ~ 17:00 (月 ~ 金)
--------------------------	--

9 身体拘束の禁止

当事業所は、「地域密着型通所介護サービス」「横浜市通所介護相当サービス」の提供を行なっているときに、利用者本人もしくは他の利用者の身体に危険が生じるような緊急やむを得ない場合を除いて、利用者の身体を拘束することはありません。緊急やむを得ず、利用者の身体を拘束する場合は、その状況・時間・方法等の詳細を「個別サービス提供記録書」等に記録し、閲覧に供します。

10 緊急時の対応

当事業所は、「地域密着型通所介護サービス」「横浜市通所介護相当サービス」の提供を行っている際に、ご利用者の状態に急な変化が生じた場合その他必要な場合、予めご利用者より指定のあった主治医、もしくは近隣の救急指定病院へ連絡を行う等の必要な措置を速やかに講じます。

11 事故発生時の対応及び賠償責任

- (1) 当事業所は、ご利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合、ご利用者の家族、又は身元引受人並びに横浜市及び関係各機関に連絡し、必要な措置を講じます。
※連絡・報告は、横浜市の「介護サービス事故に係る報告要領」に拠り、行います。
- (2) 当事業所は、サービスの提供によりご利用者に賠償すべき事故が発生した場合、天災地異等不可抗力による場合を除き、速やかに誠意をもって損害賠償を行います。但し、当該事故の発生につき、ご利用者の側に重過失がある場合は、損害賠償の額を減じることができます。
- (3) 当事業所は、万が一の事故の発生に備えて、賠償責任保険に加入しています。

12 非常災害対策

- (1) 非常災害時の対応
別途定める「太陽の家神大寺消防計画」に則り、対応を行います。
- (2) 平常時の訓練
火災等を想定した消防・避難訓練を、ご利用者の方も参加していただき実施します。

13 利用者負担金

(1) 利用者の方にお支払いいただく利用者負担金は、下記の通りです。

【I.要支援 1・2の方】 ※利用料金 1ヶ月の目安 約 _____ 円 月 _____ 回のご利用として

【要支援 1・2】	内容		単位数	利用者負担 (1割)	利用者負担 (2割)	利用者負担 (3割)	
介護保険法定利用料 ※一月当たりの料金 (費用の1割~3割 を利用者が負担)	介 護 者	通所型独自サービス1(要支援1・週1回程度)	1,798	1,928円	3,856円	5,784円	
		通所型独自サービス/22(要支援2・週1回程度)	1,798	1,928円	3,856円	5,784円	
		通所型独自サービス2(要支援2・週2回程度)	3,621	3,882円	7,764円	11,646円	
		※1.サービス提供体制強化加算 (Ⅰ)	要支援1	88	95円	189円	283円
			要支援2	176	189円	378円	566円
		※1.サービス提供体制強化加算 (Ⅱ)	要支援1	72	78円	155円	232円
			要支援2	144	155円	309円	463円
		※1.サービス提供体制強化加算 (Ⅲ)	要支援1	24	26円	52円	78円
			要支援2	48	52円	103円	155円
		.口腔機能向上加算(Ⅰ)		150	161円	322円	483円
同一建物減算 (事業所と同じ建物にお住まいの方)	要支援1	-376	-403円	-806円	-1,209円		
	要支援2	-752	-807円	-1,613円	-2,419円		
介護職員処遇改善加算(Ⅱ)				介護報酬総単位数×90/1000 加算×10.72			
介護保険適用外 (費用全額を利用者 が負担)	食事(調理・食材費)			750円/回			
	趣味活動による材料費等			実費			
	キャンセル料			750円/回			

※ 1.の加算は、算定要件を満たした場合に(Ⅰ)・(Ⅱ)・(Ⅲ)いずれかを加算いたします。

※ ご利用日前日の午後5時までにお休みの連絡をいただけなかった場合は、キャンセル料として750円(食事代)をご負担いただきます。

※ 上記負担額で計算した場合の料金と実際の請求額は、端数処理の関係上、若干の差異が生じる場合がございます。

【Ⅱ.要介護 1～5 の方】 ※利用料金 1日・約 _____ 円 1ヶ月の目安・約 _____ 円・月 _____ 回のご利用として

【要介護 1～5 の方】		内容	単位数	利用者負担(1割)	利用者負担(2割)	利用者負担(3割)
				7時間以上 8時間未満	7時間以上 8時間未満	7時間以上 8時間未満
介護保険 法定利用料 (費用の 1割～3割を 利用者が負担)	介護者	要介護1	753	808円	1,615円	2,422円
		要介護2	890	954円	1,908円	2,862円
		要介護3	1,032	1,107円	2,213円	3,319円
		要介護4	1,172	1,257円	2,513円	3,769円
		要介護5	1,312	1,407円	2,813円	4,220円
		※1 サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	22	24円	47円	71円
		※1 サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	18	20円	39円	58円
		※1 サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	6	7円	13円	20円
	選択	入浴介助加算(Ⅰ)	40	43円	86円	129円
		※2.入浴介助加算(Ⅱ)	55	59円	118円	177円
		個別機能訓練加算(Ⅰ)イ	56	60円	120円	180円
		口腔機能向上加算(Ⅰ) (月2回まで)	150	161円	322円	483円
		若年性認知症利用者受入加算	60	65円	129円	193円
		同一建物減算 (事業所と同じ建物にお住まいの方)	-94	-101円/日	-202円/日	-303円/日
送迎減算(事業所が送迎を行わない方)	-47	-51円/片道	-101円/片道	-151円/片道		
	介護職員処遇改善加算(Ⅱ)		介護報酬総単位数×90/1000加算×10.72			
介護保険適用外 (費用全額を利 用者が負担)	食事(調理・食材費)		750円/回			
	趣味活動による材料費等		実費			
	キャンセル料		750円/回			

※ 1.の加算は、算定要件を満たした場合に(Ⅰ)・(Ⅱ)・(Ⅲ)いずれかを加算いたします。

※ 2.の加算は、ご希望に応じ自宅での入浴を目的とした個別計画を作成し、入浴を提供した場合に算定します。

※ ご利用日当日の午後5時までにお休みの連絡をいただけなかった場合は、キャンセル料として750円(食事代)をご負担いただきます。

※ 上記負担額で計算した場合の料金と実際の請求額は、端数処理の関係上、若干の差異が生じることがあります。

(2) 法定利用料金は、居宅サービス計画に基づき提供されたサービス、且つ要介護度ごとに設定された支給限度額内に限るものです。居宅サービス計画を作成していない場合など、「償還払い」となる場合には、一旦利用者が利用料(10割)を支払い、その後市町村に対して保険給付分(9割または8割)を請求、支給限度額を超えるサービス利用の場合は、超過分について費用全額をご負担いただくことになります。

(3) 当事業所は、社会福祉法人による利用者負担の軽減制度適用施設です。下記の要件に該当する方は、利用者負担が軽減されます。なお、制度の利用に当たってはご利用者から居住区の保険年金課へ申請が必要です。(※保険者が横浜市の場合)

○年間収入が単身世帯で150万円(世帯員が1人増えるごとに50万円を加算した額)以下であること。

○預貯金の額が単身世帯で350万円(世帯員が1人増えるごとに100万円を加算した額)以下であること。

○世帯がその居住の用に供する家屋、その他日常生活の為に必要な資産以外に利用し得る資産を所有していないこと。

○負担能力のある親族等に扶養されていないこと。

○介護保険料を滞納していないこと。

※生活保護受給者は、「地域密着型通所介護サービス」「介護予防通所介護サービス」は軽減対象となりません。

(4) 支払方法等

利用者負担金は、次の方法によりお支払いいただきますようお願いいたします。

ア 金融機関からの口座振替

※サービス利用月の翌月27日に引落しさせていただきます。(該当日が金融機関の休日の場合は、翌営業日となります。)

イ 銀行振込(振込手数料はお客様負担となります。)

※サービス利用月の翌月末日までに事業所指定の口座へお振込みいただきますようお願いいたします。

ウ その他

※上記ア・イの支払方法が困難な場合は、現金でのお支払も考慮します。

その場合、サービス利用月の翌月末日までにお支払いいただきますようお願いいたします。

(5) その他

ア 交通費は頂戴しません。

イ 教養娯楽などで、特別な費用がかかるものは実費負担となります。

14 キャンセル

利用者がサービスの利用を中止する際は、事業所までご連絡ください。ご利用日前日の午後5時までにお休みの連絡をいただけなかった場合は、キャンセル料として750円(食事代)をご負担いただきます。

15 その他

サービス従事者に対する贈り物や飲食等のもてなしは、ご遠慮させていただきます。

2021年度 第三者評価は実施しておりません。

16 苦情等申立先

苦情受付窓口(担当者)	事業所管理者 鈴木 亜沙美 事業運営本部 太陽の家横濱羽沢 施設長 中村 豪 ご利用時間 午前 8 時 30 分 から 午後 5 時 30 分 ご利用方法 電話(045)620-4496 ファックス(045)620-4497
-------------	---

○ 次の公的機関においても、苦情の申出等ができます。

神奈川県高齢・障害支援課 (神奈川県役所内)	電話番号 045-411-7019 (直) FAX 番号 045-324-3702 対応時間 9:00~17:00 (月~金)
西区高齢・障害支援課 (西区役所内)	電話番号 045-320-8491 (直) FAX 番号 045-290-3422 対応時間 9:00~17:00 (月~金)
港北区高齢・障害支援課 (港北区役所内)	電話番号 045-540-2325 (直) FAX 番号 045-540-2396 対応時間 9:00~17:00 (月~金)
保土ヶ谷区高齢・障害支援課 (保土ヶ谷区役所内)	電話番号 045-334-6394 (直) FAX 番号 045-334-6393 対応時間 9:00~17:00 (月~金)
神奈川県国民健康保険団体連合会 (国保連) 介護保険課苦情相談係	電話番号 045-329-3447 (代) ナビダイヤル 0570-022-110 利用時間 8:30~17:15 (月~金)
かながわ福祉サービス 運営適正委員会	電話番号 045-371-2200 FAX 番号 045-322-3559 利用時間 9:00~17:00 (月~金)
横浜市健康福祉局 (介護事業指導課)	電話番号 045-671-2356 FAX 番号 045-550-3615 利用時間 9:00~17:00 (月~金)

17 介護サービス記録の利用者への開示

- (1) 当事業所は、サービスを提供した際には、あらかじめ定めたケース処遇記録等の書面に、提供したサービス内容等を記録します。
- (2) 事業所は、一定期間ごとに、「通所介護計画書」、または、「介護予防通所介護計画書」の見直しを行い、前項のケース処遇記録などに、その内容を記録します。
- (3) 事業所は、前項にあるケース処遇記録等の記録をご利用終了後 5 年間はこれを適正に保存し、ご利用者、ご家族の求めに応じて閲覧に供し、又は実費負担によりその写しを交付します。

この契約の証しとして本契約書及び重要事項説明書を2通作成し、ご利用者及び事業者は記名押印のうえ、各自その1通を保有します。

令和 年 月 日

(ご利用者)

私は、この契約書及び重要事項説明書につき、事業所の職員(職名_____氏名_____)から説明を受け、内容を理解しました。私は、この契約に定めるところに従い、各種の介護サービスを利用します。

住所 〒

氏名

印

電話番号 (FAX)

(署名代行者又は法定代理人)

私は、利用者本人の契約意思を確認の上、利用者に代わり、上記署名を行いました。

住所 〒

氏名 (続柄)

() 印

電話番号 (FAX)

署名を代行した理由

(身元引受人)

私は、この契約書及び重要事項説明書内容につき、説明を受け、身元引受人の責任につき理解しました。

住所 〒

氏名 (続柄)

() 印

電話番号 (FAX)

(事業者)

当事業所は、ご利用者の申し込みを受諾し、この契約に定める各種サービスについて誠実に責任をもって行います。

事業者名： 太陽の家神大寺

事業所所在地: 〒221-0801 神奈川県横浜市神奈川区神大寺2-9 南神大寺団地5号棟102号

法人名： 社会福祉法人 ユーアイ二十一

所在地： 〒239-0824 神奈川県横須賀市西浦賀6-1-1

代表者： 理事長 石渡 庸介 印

個人情報の使用に係る同意書

以下に定める条件のとおり、私及び家族は、社会福祉法人ユーアイ二十一が、私及び家族の個人情報を下記の利用目的の範囲内で取得、使用及び介護サービス事業者等第三者に提供することに同意します。

1. 利用期間

介護サービス提供に必要な期間及び契約期間に準じます。

2. 利用目的と情報を提供できる第三者の範囲

- (1) 介護サービス計画等を作成するため
- (2) サービス事業者間の連携とサービス担当者会議での情報提供、サービス計画作成担当者に対する照会(依頼)の為
- (3) 医療機関、居宅介護支援事業所、地域包括支援センター、介護サービス事業者、行政機関、その他必要に応じた地域団体等との連絡調整のため
- (4) 健康状態の急な変化など、主治医の意見を求める必要のある場合
- (5) 事業者内外のケアカンファレンス(支援方法の検討会議)のため
- (6) 適切な介護サービスを提供する上で、必要不可欠な場合
- (7) 緊急を要する時の連絡等の場合
- (8) 当法人において行われる学生・ボランティア等の実習への協力
- (9) 上記の各号に関わらず、公表している「利用目的」の範囲内

3. 使用条件

- (1) 個人情報の提供は利用目的の範囲内とし、サービス提供に関わる目的以外には決して利用しないこと。また、サービス利用に関わる契約の締結前からサービス終了後においても、第三者に漏らさないこと。
- (2) 個人情報を使用した会議の内容などについてその経過を記録し、請求があれば開示する。

令和 年 月 日

利用者	氏名	印
(署名代行人)	氏名	印(利用者との関係)
家族代表	氏名	印(利用者との関係)